



資料編



1 大多喜町総合開発審議会条例

昭和51年3月17日

条例第21号

改正 昭和63年3月23日条例第12号

平成元年2月20日条例第3号

平成20年3月11日条例第1号

平成23年2月3日条例第1号

平成29年3月16日条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大多喜町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大多喜町基本構想及び基本計画の策定並びに町の総合開発についての調整及びその実施に関し必要な事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が任命する。

(1)町議会議員

(2)一般住民

(3)学識経験を有する者

(4)関係諸団体の役職員

3 前項に定めるもののほか、町長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日条例第12号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月11日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月3日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 総合開発審議会委員名簿

職名	令和6年度	令和7年度
会長	渡辺 忠洋	渡辺 忠洋
副会長	永嶋 典夫	永嶋 典夫
委員	渡辺 泰宣(令和7年1月まで) 渡辺 善男	渡辺 善男
委員	野村 賢一(令和7年1月まで) 渡辺 泰宣	渡辺 泰宣
委員	麻生 勇(令和7年1月まで) 末吉 昭男	末吉 昭男
委員	高橋 喜彦	高橋 喜彦
委員	野口 宗生	野口 宗生
委員	三神 隆夫	野口 彰
委員	磯野 克之	吉野 俊男
委員	早野 昌文	早野 昌文
委員	押樽 諭美	押樽 諭美
委員	吉野 絢香	吉野 絢香

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日 (敬称略)

3 大多喜町第4次総合計画策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大多喜町第4次総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、大多喜町第4次総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、総合計画の策定に関する検討及び総合調整を行う。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職の者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会に大多喜町第4次総合計画策定専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、総合計画の策定に関する調査研究を行う。

3 部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会員のうちから委員長が指名する。

(事務局)

第6条 委員会に関する庶務を処理するため、事務局を企画課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月6日から施行し、総合計画策定の日にはその効力を失う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

4 前期基本計画策定委員会委員名簿

役 職	令和6年度		令和7年度	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員 長	町長	平林 昇	町長	平林 昇
副委員長	副町長	西郡 栄一	副町長	西郡 栄一
副委員長	教育長	佐久間 靖夫	教育長	佐久間 靖夫
委 員	総務課長	麻生 克美	総務課長	麻生 克美
委 員	企画課長	米本 敏克	企画課長	米本 敏克
委 員	財政課長	君塚 恭夫	財政課長	市原 芳則
委 員	税務住民課長	西川 栄一	税務住民課長	本村 武士
委 員	健康福祉課長	長野 国裕	健康福祉課長	長野 国裕
委 員	建設課長	市原 芳則	建設課長	森 芳博
委 員	農林課長	秋山 賢次	農林課長	小高 一哉
委 員	商工観光課長	渡邊 陽二	商工観光課長	渡邊 陽二
委 員	環境水道課長	小高 一哉	生活環境課長	磯野 淳一
委 員	会計室長	須藤 明実	会計室長	須藤 明実
委 員	教育課長	吉野 正展	教育課長	浅野 健二
委 員	生涯学習課長	木島 丈佳	生涯学習課長	渡鍋 佳晋
委 員	議会事務局長	宮原 幸男	議会事務局長	木島 丈佳

(敬称略)

5 前期基本計画策定委員会専門部会委員名簿

【令和6年度】

部 会 名	課 係 名	職 名	氏 名
地方自治・行財政運営	総務課 総務係	係 長	加藤 庸永
	総務課 文書広報係	係 長	山木 聡
	企画課 企画政策係	主 査	鈴木 浩之
	財政課 財政係	係 長	鈴木 智
	財政課 契約管財係	主 査	海老根 友大
	税務住民課 課税係	主 査	古山 雅敏
	税務住民課 収納対策係	主 査	◎本村 武士
生活基盤・定住促進	総務課 消防防災係	係 長	磯野 太輔
	企画課 地域交通係	係 長	池田 賢治
	企画課 移住促進係	課長補佐	◎渡鍋 佳晋
	建設課 管理係	係 長	鈴木 涼一
	建設課 建設係	係 長	市川 淳
	建設課 地籍調査係	係 長	金杉 孝枝
	建設課 維持係	係 長	鈴木 孝一
環境保全・生活環境	会計室 会計係	係 長	山川 貴子
	議会事務局	係 長	佐藤 さおり
	環境水道課 環境係	主 査	磯野 淳一
	環境水道課 環境センター係	係 長	鈴木 武彦
	環境水道課 水道業務係	課長補佐	◎伊嶋 孝行
	環境水道課 水道施設係	主 査	小高 正貴
子育て・教育・生涯学習	教育課 学校教育係	主 査	◎小林 行弘
	教育課 学校教育係	主 査	中村 正範
	教育課 学校給食センター	係 長	永嶋 容代
	生涯学習課 社会教育係	主 査	磯野 秀喜
	生涯学習課 スポーツ振興係	係 長	井守 涉
	生涯学習課 図書館係	係 長	小倉 光太郎
高齢者福祉・社会保障・子育て・結婚	税務住民課 住民係	係 長	山口 保子
	税務住民課 保険年金係	係 長	加藤 昭博
	健康福祉課 社会福祉係	係 長	野口 正裕
	健康福祉課 保健予防係	係 長	◎吉田 香里
	健康福祉課 介護保険係	係 長	青木 仰一
	教育課 保育園係	係 長	中村 文則
観光・農業・商工業	農林課	主 幹	◎森 芳博
	農林課 農政係	主 査	浅野 健二
	農林課 農地係	係 長	鈴木 健司
	農林課 耕地林務係	係 長	高橋 憲司
	商工観光課 観光係	係 長	大竹 義弘
	商工観光課 商工労政係	係 長	苅米 健太

(敬称略、部会長は◎)

【令和7年度】

部 会 名	課 係 名	職 名	氏 名
地方自治・行財政運営	総務課 総務係	係 長	加藤 庸永
	総務課 文書広報係	係 長	山木 聡
	企画課 企画政策係	主 査	鈴木 浩之
	財政課 財政係	係 長	鈴木 智
	税務住民課 課税係	主 査	永嶋 哲也
	税務住民課 収納対策係	主 査	◎古山 雅敏
生活基盤・定住促進	総務課 消防防災係	係 長	磯野 太輔
	企画課 地域振興係	主 査	鈴木 健司
	建設課 管理係	係 長	鈴木 涼一
	建設課 建設係	係 長	市川 淳
	建設課 地籍調査係	主 査	◎金杉 孝枝
	建設課 維持係	係 長	鈴木 孝一
環境保全・生活環境	会計室 会計係	係 長	山川 貴子
	議会事務局	係 長	佐藤 さおり
	財政課 契約管財係	主 査	◎海老根 友大
	生活環境課 環境係	係 長	遠藤 広道
	生活環境課 環境センター係	係 長	鈴木 武彦
子育て・教育・生涯学習	教育課 学校教育係	主 査	◎小林 行弘
	教育課 学校教育係	主 査	中村 正範
	教育課 学校給食センター	係 長	永嶋 容代
	生涯学習課 社会教育係	主 査	磯野 秀喜
	生涯学習課 スポーツ振興係	係 長	池田 賢治
	生涯学習課 図書館係	係 長	小倉 光太郎
高齢者福祉・社会保障・子育て・結婚	税務住民課 住民係	係 長	山口 保子
	税務住民課 保険年金係	係 長	加藤 昭博
	健康福祉課 社会福祉係	主 査	野口 正裕
	健康福祉課 保健予防係	主 査	◎吉田 香里
	健康福祉課 介護保険係	係 長	青木 仰一
	教育課 保育園係	係 長	武田 真知子
観光・農業・商工業	農林課 農政係	係 長	高橋 憲司
	農林課 耕地林務係	主 査	◎小高 正貴
	商工観光課 観光係	係 長	大竹 義弘
	商工観光課 商工労政係	係 長	苅米 健太

(敬称略、部会長は◎)

6 大多喜町第4次総合計画策定要領

1 策定の趣旨

大多喜町では、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間とする「大多喜町第3次総合計画」に基づき、「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

その間、人口減少・少子高齢化、地震や集中豪雨、台風等の自然災害への不安の高まり、新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式の実践やデジタル化の加速等、社会経済情勢は変化しており、町民ニーズや行政に求められる役割も大きく変化しています。

こうした状況変化を踏まえ、新たな課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが、行政には求められています。

そこで、令和7年度をもって終了する現総合計画に代わり、令和8年度から令和17年度までの10年間のまちづくりの指針として、「大多喜町第4次総合計画」を策定します。

2 計画の構成及び期間

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位の計画であり、まちづくりに関する施策はすべてこの総合計画に基づき行われます。

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の構成とします。



第4次総合計画の期間は10年間とし、「基本構想」は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間、「基本計画」は基本構想の前期5か年、後期5か年をそれぞれ前期基本計画期間、後期基本計画期間とします。また、基本計画に基づく実施計画期間を3年間とします。



3 計画の策定体制

(1) 総合開発審議会

大多喜町総合開発審議会は、町長の諮問に応じて、会議を開催し、総合計画の策定について調査、審議します。

(2) 庁内の策定体制

① 策定委員会

町長、副町長、教育長、各課長等(所属長)で構成し、総合計画の策定に関する検討及び総合調整を行います。

② 専門部会

各係長等で構成し、総合計画の策定に関する調査研究を行います。

(3) 住民の参加体制

① 住民意識調査

18歳以上の町民と中高生年代の方を対象に住民意識調査を実施し、各施策分野における住民の満足度・重要度や求めるまちの将来像などを把握します。

② 住民広聴会

町民と共にまちの将来を考え、「住みよいまちにするために何が必要か」を共有することで、町民との共通理解を図ります。

町内5地区で、ワークショップ形式で実施します。

③ 各種団体との懇談会

地域の活動団体等へ対話形式で聴き取り調査を実施し、アンケート調査では把握できない現状やニーズを把握します。

④ 転入者及び転出者意識調査

町がすでに実施している転入出アンケートを活用・分析し、今後のまちづくりやシティセールス等の資料とします。

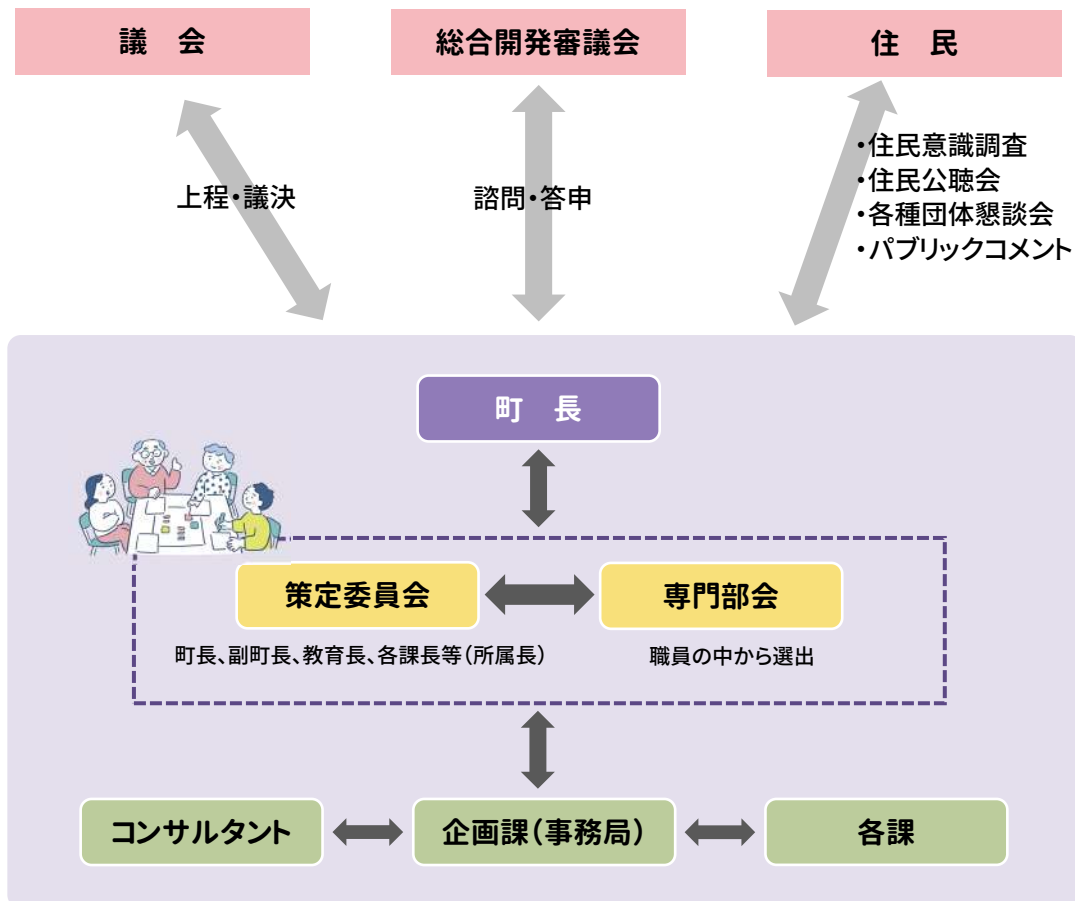
⑤ 都市住民意識調査

暮らす場、訪れる場の両面から町外居住者が持つ大多喜町へのイメージや移住意向等について調査し、関係人口づくりや移住定住施策等、今後のまちづくりの指標とします。

⑥ パブリックコメント

第4次総合計画案について、町民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施します。

【策定体制】



7 諮問書

大企企第 26 号
令和 6 年 7 月 30 日

大多喜町総合開発審議会会長 様

大多喜町長 平 林 昇

大多喜町基本構想及び基本計画の策定について（諮問）

大多喜町総合開発審議会条例第 2 条の規定により、次期大多喜町基本構想及び基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

8 答申書

令和7年8月7日

大多喜町長 平 林 昇 様

大多喜町総合開発審議会
会長 渡 辺 忠 洋

大多喜町第4次総合計画に係る基本構想（案）について（答申）

令和6年7月30日付大企企第26号で意見を求められた大多喜町第4次総合計画に係る基本構想（案）について慎重に審議した結果、その内容は、おおむね適切なものと認めます。

なお、下記の事項について配慮するよう意見を付して答申します。

記

- 1 基本構想内に「持続可能な」という言葉が多用され、ポイントとなる言葉であるため、将来像のどこかに「持続可能な」という言葉を付け加えていただきたい。
- 2 10年後の目標人口を7,000人としているが、推計人口より500人増えているので、人口増に向けた施策などを基本計画の中で明確に位置付けていただきたい。
- 3 土地利用の方向性の「ゾーン」については、地理的な分け方ではなく機能としての分け方とのことだが、地理的要因により住民に不利益とならないようにしていただきたい。
- 4 今後の農業では、農業の大規模化、効率化を進めるのと並行して、中小の個人兼業農家を確保することが必要と考えられるので、「農業ゾーン」に「大規模な農地には大企業農業法人を導入し、小規模の集積農地には個人の兼業農家をバランス良く確保する」というような文言を付け加えていただきたい。
- 5 町内企業の説明会や就職セミナーを開催し、町内に就職先となる企業があることを知ってもらい、移住促進や定住化対策を進めていただきたい。

令和7年11月12日

大多喜町長 平 林 昇 様

大多喜町総合開発審議会
会長 渡 辺 忠 洋

大多喜町第4次総合計画に係る前期基本計画（案）について（答申）

令和6年7月30日付大企企第26号で意見を求められた大多喜町第4次総合計画に係る前期基本計画（案）について慎重に審議した結果、その内容は、おおむね適切なものと認めます。

なお、下記の事項について配慮するよう意見を付して答申します。

記

- 1 未来づくり重点プロジェクト
未来づくりプロジェクトについて、「全庁をあげて分野横断的かつ重点的に取り組む」とあるとおり、各課が連携して効果的に取り組んでいただきたい。
- 2 基本目標1 施策項目1-1 住民参加・協働・コミュニティ
少子高齢化や価値観の多様化等により、以前のような地域コミュニティの維持が難しくなっている。地域コミュニティに対して直接的に町が働きかけることは難しいと思うが、地域の実情について、課題認識をしていただきたい。
- 3 基本目標2 施策項目2-1 農林業 施策の内容2-1-4
地域特産物の生産拡大に併せて、商品開発やブランド化などの高付加価値化や販路開拓を検討いただきたい。
- 4 基本目標2 施策項目2-1 農林業 施策の内容2-1-5
有害鳥獣対策を引き続き強化するとともに、近隣市町との連携など有効な有害鳥獣捕獲の方法を検討いただきたい。特にキョンの生息数・生息域が拡大している。

〔大多喜町第4次総合計画に係る前期基本計画（案）について（答申）の続き〕

- 5 基本目標2 施策項目2-2 商工業・雇用 施策の内容2-2-4
圏央道（千葉県区間）の全線開通が予定される中、地盤が強固で地震に強いという当町の強みを生かし、データセンターや物流拠点などの企業誘致を進めていただきたい。

- 6 基本目標2 施策項目2-3 観光 施策の内容2-3-1
基本目標5 施策項目5-3 芸術・文化 施策の内容5-3-2
大多喜城は町のシンボルであり、観光の中核であるため、県から町への移譲後の利活用について幅広く検討したうえで、町の活性化につなげていただきたい。

- 7 基本目標4 施策項目4-1 環境保全 施策の内容4-1-3
人口減少に伴い、様々な状態の空き家が増えている。活用できる空き家の利活用に加え、特定空き家にならないための管理不全空き家対策も進めていただきたい。

- 8 基本目標5 施策項目5-4 スポーツ 施策の内容5-4-1
学校部活動により学校と地域の人材とが繋がっている面がある。部活動を地域に移行する過程の中で、学校と地域の人材との繋がりの維持についても検討していただきたい。

9 策定経緯

< 令和6年 >

日付	内容
5月10日	大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略策定支援業務委託プロポーザル審査会
5月28日	大多喜町第4次総合計画・基本計画策定支援業務委託契約締結〔(株) ジャパンインターナショナル総合研究所〕
6月20日	町長ヒアリング 第4次総合計画のまちづくりの方向性について
7月30日	第1回大多喜町総合開発審議会 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 総合計画策定要領について (3) 総合計画策定スケジュールについて (4) 大多喜町まちづくりアンケート(案)について
8月～11月	住民意識調査 一般町民：配付 1,800件・回収件数 761件 中学生・高校生等：配付 437件・回収件数 186件 職員意識調査 WEB調査：回収件数125件 転入・転出者調査(令和5年7月～令和6年6月分) 窓口での記入：回収件数 転入者22件 転出者21件 都市住民意識調査 ネットよりのリサーチ：対象者20～59歳 東京23区・横浜市・川崎市：回収件数206件 千葉県内の都市部：回収件数206件 大多喜町の近隣自治体：回収件数206件
10月3日 ～10月10日	住民公聴会 総元地区：10月3日 大多喜地区：10月5日 上瀑地区：10月6日 老川地区：10月8日 西畑地区：10月10日
10月7日 ～10月18日	団体懇話会 子育て家庭：10月7日 商業関係団体：10月9日 教育関係団体：10月15日 観光関係団体：10月17日 農林業関係団体：10月18日
12月11日	第1回大多喜町第4次総合計画策定委員会 (1) 大多喜町第4次総合計画策定要領について (2) 大多喜町第4次総合計画策定スケジュール案について (3) 町民アンケート調査等の報告について (4) 大多喜町第4次総合計画策定委員会専門部会の設置について

< 令和7年 >

日付	内容
1月22日	第1回大多喜町第4次総合計画策定専門部会 (1) 大多喜町第4次総合計画策定要領について (2) 大多喜町第4次総合計画策定スケジュールについて (3) 町民アンケート調査等の報告について
2月20日	第2回大多喜町総合開発審議会 (1) 大多喜町第4次総合計画策定要領(改定版)について (2) 大多喜町第4次総合計画策定スケジュール(改訂版)について (3) 町民アンケート調査等の報告について
3月19日	第2回大多喜町第4次総合計画策定専門部会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(素案)について
4月3日	第2回大多喜町第4次総合計画策定委員会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(素案)について
4月23日	第3回大多喜町総合開発審議会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(案)について
4月	議員意見の聴取
5月	第3回大多喜町第4次総合計画策定専門部会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(案)について
5月30日	第3回大多喜町第4次総合計画策定委員会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(案)について
6月11日 ～7月10日	パブリックコメントの実施(大多喜町第4次総合計画 基本構想(案))
6月23日 ～6月25日	第4回大多喜町第4次総合計画策定専門部会 (1) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(素案)について
7月1日 ～7月3日	第4回大多喜町第4次総合計画策定委員会 (1) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(素案)について
7月25日	議会議員全員協議会において大多喜町第4次総合計画 基本構想(案)について説明
7月29日	第4回大多喜町総合開発審議会 (1) パブリックコメント及び議会議員全員協議会での意見について (2) 大多喜町第4次総合計画 基本構想(案)について
8月6日	第5回大多喜町総合開発審議会 (1) 大多喜町第4次総合計画 基本構想に係る答申(案)について (2) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(素案)について
9月	大多喜町第4次総合計画 基本構想を議会で議決

日付	内容
9月17日	第5回大多喜町第4次総合計画策定委員会 (1) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(案)について
9月24日 ～10月23日	パブリックコメントの実施(大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(案))
10月8日	第6回大多喜町総合開発審議会 (1) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(案案)について
10月22日	議会議員全員協議会において大多喜町第4次総合計画 前期基本計画(案)について説明
11月7日	第7回大多喜町総合開発審議会 (1) パブリックコメント及び議会議員全員協議会での意見について (2) 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画に係る答申(案)について
12月	大多喜町第4次総合計画 前期基本計画を議会で議決

< 令和8年 >

日付	内容
3月	大多喜町第4次総合計画 前期基本計画 第1次実施計画策定



大多喜町 第4次 総合計画

基本構想・前期基本計画

発行日：令和8年3月

企画・編集：大多喜町企画課

発行者：千葉県大多喜町

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地

電話：0470-82-2111（代）

FAX：0470-82-4461

URL：https://www.town.otaki.chiba.jp

制作：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所



大多喜町ホームページ